

## 協議第32号

### 財産の取扱いについて

次の調整結果について協議を求める。

令和4年5月9日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会  
会長 畠山 稔

調整結果	<p>1 土地、建物の不動産について 各市町が所有する土地、建物、訓練施設等の不動産については、広域化後も、各市町の所有とする。広域化後の伊奈町の消防に係る不動産については、上尾市消防に無償貸与する。伊奈町の消防に係る不動産については、上尾市消防が管理する。</p> <p>2 車両資機材等の動産について 伊奈町（消防本部又は消防署）が保有する車両や備品・什器等の動産については、上尾市に無償譲渡する。ただし、債務があるものについては、債務の償還中は上尾市に無償貸与し、債務の償還後に上尾市に無償譲渡する。伊奈町の消防に係る動産については、上尾市消防が管理する。</p>
------	---

(説明)

- 1 伊奈町の消防に係る不動産については、伊奈消防団の会議や災害対策本部としての利用など、必要と認められる場合は、伊奈町が一時的に利用することができる。

協議結果	調整結果のとおり、承認する。
------	----------------